

九州大谷短期大学同窓会支部設置規程

第1条 九州大谷短期大学同窓会は、必要な地区に支部を置く。

第2条 支部を結成するときは、支部規則・支部会員名簿を添えて結成しようとする会員から会長に届けなければならない。

第3条 支部の結成を完了したときは、支部規則・結成経過記録をそえ、支部事務所の位置及び支部役員の名を会長に報告しなければならない。

第4条 支部規則はその支部においてこれを定める。

第5条 支部会員名簿には、次の事項を記載するものとする。

- 1 氏名
- 2 卒業（あるいは入会）年度及び本籍又は出生地及び現住所
- 3 勤務先名
- 4 職業及び地位

第6条 支部長は支部会員名簿を毎年9月末日現在にて本部へ提出するものとする。

第7条 支部は、次の事項については、直ちに本部へ報告するものとする。

- 1 支部会員の異動
- 2 支部規則の変更
- 3 支部役員の変更
- 4 その他の重要な事項

第8条 支部は本会会則により、各支部1名並びに支部会員20名につき1名の代議員を選出するものとする。

第9条 この規程の改正には総会の決定を必要とする。

附 則

- 1 この規程は昭和50年8月1日から施行する。